

○ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）（抄）

新	旧
<p>通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びに介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、<u>介護療養施設サービス及び介護医療院サービス</u>並びに地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びに介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「通所介護等」という。）の提供において利用者、入所者、入居者又は入所者から受け取ることが認められる日常生活に要する費用の取扱いについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「福祉施設基準」という。）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「保健施設基準」という。）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「療養施設基準」という。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着基準」という。）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防基準」という。）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着介護予防基準」という。）及び<u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「医療院基準」という。）</u>並びに「<u>指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について</u>」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「<u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について</u>」（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「<u>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について</u>」（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「<u>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について</u>」（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）及び「<u>指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス</u>」</p>	<p>通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びに介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス<u>及び介護療養施設サービス並びに地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びに介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「通所介護等」という。）の提供において利用者、入所者、入居者又は入所者から受け取ることが認められる日常生活に要する費用の取扱いについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「福祉施設基準」という。）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「保健施設基準」という。）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「療養施設基準」という。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着基準」という。）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防基準」という。）及び<u>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着介護予防基準」という。）並びに「<u>指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について</u>」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「<u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について</u>」（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「<u>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について</u>」（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「<u>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について</u>」（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）及び「<u>指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス</u>」</u></u></p>

る基準について」(平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331003 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号) 及び「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知) をもってお示ししているところであるが、通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適當と認められるもの(以下「その他の日常生活費」という。)の取扱いについては別途通知することとされていたところ、今般、その基本的な取扱いについて下記のとおり定めるとともに、その他の日常生活費の対象となる便宜の範囲について、別紙によりサービス種類ごとに参考例をお示しするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1・2 (略) (別 紙)

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について
(1)～(3) (略)

(4) 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(福祉施設基準第 9 条第 3 項第 6 号関係及び第 41 条第 3 項第 6 号関係、保健施設基準第 11 条第 3 項第 6 号及び第 42 条第 3 項第 6 号関係、療養施設基準第 12 条第 3 項第 6 号及び第 42 条第 3 項第 6 号関係、医療院基準第 14 条第 3 項第 6 号及び第 46 条第 3 項第 6 号関係並びに地域密着基準第 136 条第 3 項第 6 号及び第 161 条第 3 項第 6 号関係)

①～⑤ (略)

(5)・(6) (略)

(7) 留意事項

①～③ (略)

④ 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活

に関する基準について」(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331003 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号) をもってお示ししているところであるが、通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適當と認められるもの(以下「その他の日常生活費」という。)の取扱いについては別途通知することとされていたところ、今般、その基本的な取扱いについて下記のとおり定めるとともに、その他の日常生活費の対象となる便宜の範囲について、別紙によりサービス種類ごとに参考例をお示しするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1・2 (略) (別 紙)

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について
(1)～(3) (略)

(4) 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(福祉施設基準第 9 条第 3 項第 6 号関係及び第 41 条第 3 項第 6 号関係、保健施設基準第 11 条第 3 項第 6 号及び第 42 条第 3 項第 6 号関係、療養施設基準第 12 条第 3 項第 6 号及び第 42 条第 3 項第 6 号並びに地域密着基準第 136 条第 3 項第 6 号及び第 161 条第 3 項第 6 号関係)

①～⑤ (略)

(5)・(6) (略)

(7) 留意事項

①～③ (略)

④ 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期

介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつかバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。

⑤ (略)

入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつかバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。

⑤ (略)